



No.323
2021年 3月15日

江 区 労 連 東

ニュース

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
TEL03-5606-5285 Fax03-3649-0131



最賃時給1500円をめざす横断幕を掲げる仲間 (21/2/28)

機能が大変なこ
とになってい
る、災害、感染
症拡大の中で公
務員の役割は大
きい、公務員の
増員や待遇改善
を求めました。
日本機関紙印刷
所労組の代表
は、コロナで厳
しい中だからこ
そ賃上げが必要
だと訴えまし
た。青年を代表
して区労連青年
部長はコロナで
飲食店を中心に
休業した人に手
当が払われない
問題がおきてい

今こそ消費税を減税せよ！ 重税反対江東区民集会開催

消費税を5%に減税せよ！・コロナでの休業補償を十分にほしい…
3月12日、「税制民主化江東協議会」の主催で重税反対江東区民集会が江東区産業会館で開催され、9団体約150名が参加しました。中村江東区労連事務局次長が開会あいさつ。「何の対策もせず



主催者のあいさつを聞く参加者 (21/3/12)

に時短要請だけしている無策な菅政権に対して消費税減税を求めたい」と述べました。主催者を代表して東京土建江東支部の富樫副委員長があいさつ、「私たちの税金が、接待や桜などともに使われていない！営業や福祉などともな使い方を！」と発言。続いて江東民商・赤羽目事務局長が基調報告を行いました。赤羽目さんは「この集会は1970年から始まり、今年で52回目、全国560か所で開催されており、10万人が参加する。昨年以降、コロナの影響と消費税増税で業者は苦しめられている。消費税を引き下げ、コロナ持続化給付金の再交付、医療・福祉の改善、そのために軍事費を削り、大企業に応分の負担を求めていこう」と述べました。来賓として日本共産党あぜ上副都議、東京東部法律事務所の大江弁護士があいさつ、最後に集会決議が新婦人江東支部の木村さんから提案され、拍手で承認されました。

本来ならば総合区民センターから江東東税務署と江東西税務署に向けて2コースでデモを行ってから集団申告をしますが、コロナ禍の中でデモは中止しました。現地の税務署に再度集合して集団申告を行いました。

区民要求江東大運動実行委員会は2月28日、江東区豊洲でスタンディング宣伝行動を行いました。これは例年地域総行動として実施している区民集会在コロナ感染拡大のために開催出来ない中で、区民に広く宣伝していこうと企画されたもの。

当日は12団体26人が参加して訴えました。区内中小業者の団体である江東民商の間は、コロナ禍の中で経営がひっ迫している中で、なんとしても消費税の減税が必要だと訴えました。新婦人江東支部の仲間は、核兵器禁止条約が発効したもので日本政府が1日も早く批准するように求め、署名への協力を求めました。江東区職労の仲間は、コロナで保健師不足や保健所の

多くの青年が直接国に要求するなかで、大企業にも休業支援金を適用させるなど前進させてきた。あきらめずに相談をと呼びかけました。建設職人の組合・東京土建江東支部の仲間は、アスベスト被害への関心を報告しました。

2・28
地域総行動

コロナ禍の中で暮らし・営業と雇用守れ！
スタンディングで宣伝行動



コロナ禍の中で大規模な集会デモが出来ない中でこうした宣伝行動を3月28日に予定しています。

江東区労連からのお知らせ

■営業と暮らし・雇用を守れ

3・28スタンディング宣伝行動

- 日時…3月28日(日)
13:00~14:00
- 場所…亀戸駅北口
- 主催…区民要求実現江東大運動実行委員会
- 参加に当たって
プaster・旗やのぼりを持参してください。

※コロナ感染対策を取って行います。37.5℃以上の発熱、体調不良の場合は、参加をご遠慮ください。

加盟労組のニュースから

【癌研労組】癌研ニュース第5397号(21/2/25付)

正規雇用と非正規雇用の待遇差は禁止です～がん研での差別をなくせ～

昨年の4月より正規労働者と非正規労働者の間で、あらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されました。がん研でも基本給をはじめ一時金、退職金など賃金部分で大きな差別が行われています。また、契約職員には10年・25年の永年勤続表彰がありません。採用・退職などを掲載する人事通知にも掲載していません。がん研の場合、正職員と契約職員は同じ仕事をしています。すべての差別を早急になくすべきです。

【全日本年金者組合江東支部】ねんきん江東第313号(21/2/21付)

補聴器購入の現金助成が実現しました～支部運動の成果

2月1日に発表された江東区の令和3年度当初予算案のなかに「補聴器支給に現金助成を新たに追加」することが盛り込まれました。「補聴器の支給に現金助成を新たに追加」する内容で金額は上限3万円、現物か助成金のいずれか1回限りとしています。目的・効果として「補聴器利用の促進」や「自分の耳に合った補聴器を使用できる」ことをあげていますが、これはそのまま私たちが要求していたことで大きな成果を上げることができました。この要求は区民要求実現江東大運動実行委員会が行った19年度対区予算要求に年金者組合が盛り込んだのが始まりで、その後19年2月には独自で区に要求書を提出しました。今回の成果はこれらの積み重ねの成果であり、都本部や中央本部にも報告し、全都・全国の運動を励ましたいと考えます。

【東京土建江東支部】土建しんぶん第2064号(21/2/15付)

首都圏アスベスト訴訟東京第1陣 国の上告を最高裁が棄却！国の敗訴が確定！

2020年12月14日、最高裁判所は、首都圏アスベスト第1陣訴訟・原告359名(被災者352名)において、被告である国が申し立てた上告を不受理とするとともに被告建材メーカー12社に対して334名の原告(被災者数308名)の上告を受理しました。この判決により被告である国側に対して東京高裁民事10部判決である認容額22億8147万6351円が確定しました。建材メーカーに対してはその賠償額がすべて否決された高裁の判決が見直しをされることになりました。

首都圏アスベスト訴訟は国とアスベスト建材製造企業を相手に2008年東京地裁と横浜地裁へ第1陣の訴訟を行いました。そのたたかいは12年の長きに渡り、国の責任に対する勝訴判決が14度、アスベスト建材製造企業に対する勝訴判決が8度、一人親方等に国賠法に基づく国の賠償を認めた勝訴判決が7度となっています。12月23日には原告・弁護団と田村厚生労働大臣の面会が実現しました。その場で田村厚労大臣は原告に謝罪しました。さらに訴訟の和解や原告になっていない被害者の補償について「協議の場をつくる」と話しました。原告を代表して宮島共同代表は「命あるうちの解決を」、弁護団からは「国は判決を待たず、政治解決ですべての被害者を救済すべき」と訴えました。東京土建がこれまでずっと目標に掲げてきた「補償基金制度の創設」へ向け大きな一歩を踏み出したと言えます。

加盟組合のみなさん ニュース等お送りください

FAX03-3649-0131 江東区労連宛、メール：mail@kotokuroren.com まで

コロナ相談結果

コロナ禍の中で江東区労連に寄せられた相談をまとめました。

- 相談件数：43件
- 働き方：正規20、派遣4、契約2、委託1、個人請負1、パート11、公共臨時2、その他2でした。
- 相談内容：労働契約・不利益変更15、解雇・雇止め16、賃金(未払い・休業手当関連)17、リストハラ1、イジメ2、健康保険など

ど1、休日・休暇6、産休・育休関係1、倒産1、その他14(テレワークさせてもらえない、職場の三密で怖い等)《複数回答》

相談は昨年の3月2日が最初でした。「働き方」は正社員が意外に多い。正社員でも非正規でも解雇されたりするケースは多々ありました。相談内容では賃金未払い・休業手当未払いが1位、解雇・雇止め2位、労働契約

(不利益変更・賃金ダウン)が3位と続きます。

今年に入ってからある飲食店で雇止めになった人の団交での使用者は「昨年は解雇を出さず雇調金等で頑張ったが、限界だ。売上5分の1で店舗も半分閉店した。」と発言。雇調金も先払いなので使えず、今年からは休業支援金で対応してきたとのこと。休業とセットの補償が求められます。

労働相談の窓口から

■仕事の移動中に交通事故(全労連ホットライン・女性・正規)

理学療法士。訪問介護先を移動中に自動車との事故にあった。その場合に労災はどうなるのか?という質問。

◇(対応)通常、交通事故は第三者行為災害と呼ばれ、通常は自動車保険(自賠責保険等)からの損害賠償が先に支払われる手続きをすることが多い。それは自賠責保険だと休業補償が100%支給される(ただし上限あり)ので、労災の休業補償よりも多い利点がある(労災は80%)。ただし、労基署に「第三者行為災害届」示談書、交通事故証明書などを提出する必要がある。労災保険を先に受けると自賠責の自動車保険からの支給を受けられなくなってしまうので注意が必要。

◇(休業手当(組合員・男性・パート))

警備員。ある日、現場に出動したところ、手違いがあったらしく、必要人数よりも一人多く出勤してしまっている。自分が帰宅を命ぜられた。この場合賃金請求ができるか?

◇(対応)労基法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業なので「休業手当」を請求することができる。民法536条では100%請求権がある。

この間、江東区労連に寄せられた労働相談からご紹介いたします。

◇(育児休業直前に雇止め(全労連ホットライン・女性・有期契約))

2年有期契約で働き、まもなく出産を控えていた矢先、3月末での雇止めを通告された。有期契約の場合、雇止めされてしまうと育児休業が取れなくなってしまう。東京労働局の個別労使紛争幹旋に申立てているとのこと。その様子を見てから必要ならば組合として対応すること。後日、連絡があり、会社側が一定の解決金を支払う旨れんらくがあり、ほぼ同意する方向。

※有期契約の場合、雇止めになってしまった場合(不更新条項がついてしまった場合も含む)は育児休業(雇用保険から支給)がストップしてしまう。正社員のような解雇制限がないことも大きな問題です。

この間、江東区労連に寄せられた労働相談からご紹介いたします。

◇(育児休業直前に雇止め(全労連ホットライン・女性・有期契約))

2年有期契約で働き、まもなく出産を控えていた矢先、3月末での雇止めを通告された。有期契約の場合、雇止めされてしまうと育児休業が取れなくなってしまう。東京労働局の個別労使紛争幹旋に申立てているとのこと。その様子を見てから必要ならば組合として対応すること。後日、連絡があり、会社側が一定の解決金を支払う旨れんらくがあり、ほぼ同意する方向。

※有期契約の場合、雇止めになってしまった場合(不更新条項がついてしまった場合も含む)は育児休業(雇用保険から支給)がストップしてしまう。正社員のような解雇制限がないことも大きな問題です。